

大阪市条例第38号

大阪市市税条例の一部を改正する条例

第1条 大阪市市税条例（平成29年大阪市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）を加える。

改正後	改正前
（所得控除） 第25条 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号に掲げる者のいずれかに該当する場合には、同項及び同条第3項から第11項までの規定により、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、<u>扶養控除額又は特定親族特別控除額</u>を、その者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 [2 略] （市民税の申告等） 第33条 第17条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「総務省令」という。）で定めるところにより、法第317条の2第1項各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。た	（所得控除） 第25条 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号に掲げる者のいずれかに該当する場合には、同項及び同条第3項から第11項までの規定により、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は<u>扶養控除額</u>を、その者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 [2 同左] （市民税の申告等） 第33条 第17条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「総務省令」という。）で定めるところにより、法第317条の2第1項各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。た

だし、第38条第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下この節においてこれらを「給与」という。）又は所得税法第35条第3項に規定する公的年金等（以下この節において「公的年金等」という。）の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（政令で定めるものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（前年の合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第29条

だし、第38条第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下この節においてこれらを「給与」という。）又は所得税法第35条第3項に規定する公的年金等（以下この節において「公的年金等」という。）の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（政令で定めるものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第29条第1項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとする

第1項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）並びに前年の合計所得金額が第19条に定める金額以下である者（法第313条第3項、第4項、第8項又は第9項の規定の適用を受けようとする者を除く。）については、この限りでない。	ものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）並びに前年の合計所得金額が第19条に定める金額以下である者（法第313条第3項、第4項、第8項又は第9項の規定の適用を受けようとする者を除く。）については、この限りでない。
[2～8 略]	[2～8 同左]
（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）	（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）
第35条 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）は、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。	第35条 [同左]
[(1)・(2) 略]	[(1)・(2) 同左]
(3) <u>扶養親族又は特定親族</u>の氏名	(3) <u>扶養親族</u>の氏名
[(4) 略]	[(4) 同左]
[2～6 略]	[2～6 同左]
（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）	（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）
第36条 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなけ	第36条 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなけ

ればならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。)の支払を受ける第17条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第63条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であって、合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

[(1)・(2) 略]

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

ればならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。)の支払を受ける第17条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第63条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であって、合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

[(1)・(2) 同左]

(3) 扶養親族の氏名

〔(4) 略〕 〔2～5 略〕 附 則 (大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第22条の4 〔略〕 〔2 略〕 <u>3 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、第1項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から、工事が完了した日から3月以内に総務省令で定める書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、第1項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。</u> <u>4 前項の書類を工事が完了した日から3月を経過した日以後に提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由を記載した書面を併せて提出しなければならない。</u> <u>(加熱式たばこに係る市たばこ税の課税標準の特例)</u> <u>第48条の2 令和8年4月1日以後に第128条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われ</u>	〔(4) 同左〕 〔2～5 同左〕 附 則 (大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第22条の4 〔同左〕 〔2 同左〕 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕
---	---

た加熱式たばこ（第127条の2第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第129条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第130条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第127条の2第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項において同じ。）の本数によるものとする。

- (1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを総務省令で定めるところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の総務省令で定めるものに係る部分の重量を除く。以下この項において同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法
- (2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ご

<u>との1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法</u> <u>2 前項第2号に掲げる加熱式たばこ(第129条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。)のうち、同項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるものその他の政令で定めるものについては、同項第2号ただし書の規定は、適用しない。</u>	
備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

第2条 大阪市市税条例の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定のように改める。

改正後	改正前
(寄附金税額控除) 第29条 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号若しくは第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる<u>寄附金</u>を支出し、当該<u>寄附金</u>の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が2,000円を超える場合には、同項及び同条第11項に規定するところにより控除すべき額（以下この項において「控除額」という。）を、当該納税義務者の	(寄附金税額控除) 第29条 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号若しくは第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる<u>寄附金若しくは金銭</u>を支出し、当該<u>寄附金又は金銭</u>の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が2,000円を超える場合には、同項及び同条第11項に規定するところにより控除すべき額（以下この項において「控除額」という。）

第26条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) 次に掲げる要件のいずれにも該当する寄附金として市長が指定するもの

[ア～ウ 略]

エ 第17項の規定によりこの号の規定による市長の指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過していない寄附金（その取消しの日から5年を経過していることを要しないと市長が認めるものを除く。）ではないこと

[オ・カ 略]

(2) 次に掲げる要件のいずれにも該当する寄附金として市長が指定するもの

ア 所得税法第78条第2項第4号に掲げる寄附金であること

イ 内閣総理大臣又は大阪府知事の認可を受けた公益信託の信託財産とするために支出される当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金であること

ウ 市民の福祉の増進に寄与することを目的とする公益信託の信託財産とするために支出される当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金であること

エ 第17項の規定によりこの号の規定による市長の指定を取り消され、その取

を、当該納税義務者の第26条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) [同左]

[ア～ウ 同左]

エ 平成28年1月1日以後に第17項の規定によりこの号の規定による市長の指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過していない寄附金（その取消しの日から5年を経過していることを要しないと市長が認めるものを除く。）ではないこと

[オ・カ 同左]

(2) 次に掲げる要件のいずれにも該当する金銭として市長が指定するもの

ア 所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされる金銭であること

イ 主務官庁が大阪府知事又は大阪府教育委員会である公益信託の信託財産とするために支出される金銭であること

ウ 市民の福祉の増進に寄与することを目的とする公益信託の信託財産とするために支出される金銭であること

エ 平成28年1月1日以後に第17項の規定によりこの号の規定による市長の指

消しの日から5年を経過していない寄附金（その取消しの日から5年を経過していることを要しないと市長が認めるものを除く。）ではないこと

- 2 前項各号の規定による市長の指定は、寄附金を受領する法人若しくは団体又は公益信託の受託者の申請に基づき、行うものとする。

[3・4 略]

- 5 第1項第2号の規定による市長の指定に係る第2項の申請を行う公益信託の受託者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

[(1) 略]

- (2) 第1項第2号の規定による市長の指定を受けようとする寄附金の内容

[(3) 略]

- 6 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 第1項第2号の規定による市長の指定を受けようとする寄附金が、同号アに掲げる要件に該当することを証する書類

[(2)・(3) 略]

- (4) 内閣総理大臣又は大阪府知事の認可を受けたことを証する書類

[(5) 略]

- 7 第1項の規定は、同項各号の規定による市長の指定を受けた寄附金（以下この条において「指定寄附金」という。）のうち、第2項の申請のあった日の属する年の1月1

定を取り消され、その取消しの日から5年を経過していない金銭（その取消しの日から5年を経過していることを要しないと市長が認めるものを除く。）ではないこと

- 2 前項各号の規定による市長の指定は、寄附金を受領する法人若しくは団体又は金銭の支出の相手方である公益信託の受託者の申請に基づき、行うものとする。

[3・4 同左]

- 5 [同左]

[(1) 同左]

- (2) 第1項第2号の規定による市長の指定を受けようとする金銭の内容

[(3) 同左]

- 6 [同左]

- (1) 第1項第2号の規定による市長の指定を受けようとする金銭が、同号アに掲げる要件に該当することを証する書類

[(2)・(3) 同左]

- (4) 主務官庁が大阪府知事又は大阪府教育委員会であることを証する書類

[(5) 同左]

- 7 第1項の規定は、同項各号の規定による市長の指定を受けた寄附金又は金銭（以下この条において「指定寄附金等」という。）のうち、第2項の申請のあった日の属する

日（第1項各号に規定する市長の指定の要件（同項第1号才及びカに掲げるものを除く。）に該当することとなった日が当該申請のあった日の属する年の1月2日以後である場合には、当該要件に該当することとなった日）前に所得割の納税義務者が支出したものについては、適用しない。

8 第1項各号の規定による市長の指定の有効期間（この項の規定による有効期間の満了の日までに第10項の申請に対する処分がされない場合における第13項の規定によりなお効力を有することとされる同日から当該処分がされるまでの期間を除き、次項の有効期間の更新がされた場合における当該更新された有効期間を含む。以下この条において同じ。）は、第2項の申請のあった日（次項の有効期間の更新がされた場合には、従前の第1項各号の規定による市長の指定の有効期間の満了の日の翌日）から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までとする。ただし、当該申請（第10項の申請を含む。）のあった日において、当該申請に係る指定寄附金が、当該申請のあった日から起算して5年を経過する日の属する年の12月30日までに第1項第1号ア又は第2号アに掲げる要件に該当しなくなることが予定されている場合には、当該有効期間は、当該要件に該当しなくなることが予定されている日までとする。

9 前項の有効期間の満了後引き続き指定寄附金について第1項各号の規定による市長

年の1月1日（第1項各号に規定する市長の指定の要件（同項第1号才及びカに掲げるものを除く。）に該当することとなった日が当該申請のあった日の属する年の1月2日以後である場合には、当該要件に該当することとなった日）前に所得割の納税義務者が支出したものについては、適用しない。

8 第1項各号の規定による市長の指定の有効期間（この項の規定による有効期間の満了の日までに第10項の申請に対する処分がされない場合における第13項の規定によりなお効力を有することとされる同日から当該処分がされるまでの期間を除き、次項の有効期間の更新がされた場合における当該更新された有効期間を含む。以下この条において同じ。）は、第2項の申請のあった日（次項の有効期間の更新がされた場合には、従前の第1項各号の規定による市長の指定の有効期間の満了の日の翌日）から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までとする。ただし、当該申請（第10項の申請を含む。）のあった日において、当該申請に係る指定寄附金等が、当該申請のあった日から起算して5年を経過する日の属する年の12月30日までに第1項第1号ア又は第2号アに掲げる要件に該当しなくなることが予定されている場合には、当該有効期間は、当該要件に該当しなくなることが予定されている日までとする。

9 前項の有効期間の満了後引き続き指定寄附金等について第1項各号の規定による市

の指定を受けようとする指定寄附金を受領する法人若しくは団体又は公益信託の受託者（以下この条において「指定寄附金の受領法人等」という。）は、その有効期間の更新を受けなければならない。

10 前項の有効期間の更新を受けようとする指定寄附金の受領法人等は、第8項の有効期間の満了の日の6月前から2月前までの間に、市長に有効期間の更新の申請をしなければならない。

11 第1項第1号の規定による市長の指定に係る前項の申請を行う指定寄附金の受領法人等は、第3項各号に掲げる事項を記載した申請書に、第4項各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

12 第1項第2号の規定による市長の指定に係る第10項の申請を行う指定寄附金の受領法人等は、第5項各号に掲げる事項を記載した申請書に、第6項各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

[13・14 略]

15 指定寄附金の受領法人等は、第1項各号の規定による市長の指定を受けた後において、第2項又は第10項の規定により申請した事項に異動があったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書に、その証拠となる書類その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

長の指定を受けようとする指定寄附金等を受領する法人若しくは団体又は指定寄附金等の支出の相手方である公益信託の受託者（以下この条において「指定寄附金等の受領法人等」という。）は、その有効期間の更新を受けなければならない。

10 前項の有効期間の更新を受けようとする指定寄附金等の受領法人等は、第8項の有効期間の満了の日の6月前から2月前までの間に、市長に有効期間の更新の申請をしなければならない。

11 第1項第1号の規定による市長の指定に係る前項の申請を行う指定寄附金等の受領法人等は、第3項各号に掲げる事項を記載した申請書に、第4項各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

12 第1項第2号の規定による市長の指定に係る第10項の申請を行う指定寄附金等の受領法人等は、第5項各号に掲げる事項を記載した申請書に、第6項各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

[13・14 同左]

15 指定寄附金等の受領法人等は、第1項各号の規定による市長の指定を受けた後において、第2項又は第10項の規定により申請した事項に異動があったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書に、その証拠となる書類その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

[(1)～(3) 略]

- 16 指定寄附金の受領法人等は、毎年３月15日までに、前年中に受領した指定寄附金（第7項の規定により第1項の規定の適用を受けない寄附金を除く。以下この項において同じ。）について、次に掲げる事項を記載した報告書に、第2項又は第10項の規定による申請に係る事業（前項の規定により異動の届出を行った場合には、当該異動後の事業）を行ったことを証する書類その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

[(1) 略]

(2) 指定寄附金を支出した者の氏名及び住所

(3) 指定寄附金の金額

(4) 指定寄附金を受領した年月日

- 17 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項各号の規定による市長の指定を取り消すことができる。

(1) 指定寄附金が第1項各号に規定する市長の指定の要件（同項第1号エ及び第2号エに掲げるものを除く。）に該当しなくなったとき

(2) 指定寄附金の受領法人等が正当な理由なく第15項の規定による届出又は前項の規定による報告を行わないとき

(3) 指定寄附金の受領法人等の不正な手段により指定寄附金に指定されたことが判明したとき

(4) 指定寄附金の受領法人等が法令違反そ

[(1)～(3) 同左]

- 16 指定寄附金等の受領法人等は、毎年３月15日までに、前年中に受領した指定寄附金等（第7項の規定により第1項の規定の適用を受けない寄附金又は金銭を除く。以下この項において同じ。）について、次に掲げる事項を記載した報告書に、第2項又は第10項の規定による申請に係る事業（前項の規定により異動の届出を行った場合には、当該異動後の事業）を行ったことを証する書類その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

[(1) 同左]

(2) 指定寄附金等を支出した者の氏名及び住所

(3) 指定寄附金等の金額

(4) 指定寄附金等を受領した年月日

- 17 [同左]

(1) 指定寄附金等が第1項各号に規定する市長の指定の要件（同項第1号エ及び第2号エに掲げるものを除く。）に該当しなくなったとき

(2) 指定寄附金等の受領法人等が正当な理由なく第15項の規定による届出又は前項の規定による報告を行わないとき

(3) 指定寄附金等の受領法人等の不正な手段により指定寄附金等に指定されたことが判明したとき

(4) 指定寄附金等の受領法人等が法令違反

その他公益に反する行為を行ったとき

附 則

第6条 削除

(公益法人等に係る市民税の課税の特例)

第7条 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第12項まで及び第13項（同条第14項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第13項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる者を含む。）を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、政令で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同条第6項から第13項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金

その他公益に反する行為を行ったとき

附 則

(公益信託に係る市民税の課税の特例)

第6条 当分の間、公益信託（公益信託ニ関

スル法律（大正11年法律第62号）第1条に規定する公益信託（法人税法第37条第6項に規定する特定公益信託を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の信託財産について生ずる所得については、公益信託の委託者又はその相続人その他の一般承継人が当該公益信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなして、第2章第1節の規定を適用する。

2 公益信託は、第17条第1項第5号に規定する法人課税信託に該当しないものとする。

(公益法人等に係る市民税の課税の特例)

第7条 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、政令で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の

額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。	金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。
備考 表中の[]の記載及び表中の対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中大阪市市税条例第25条第1項、第33条第1項、第35条第1項第3号及び第36条第1項の改正規定並びに附則第5項から第8項までの規定 令和8年1月1日

- (2) 第1条中大阪市市税条例附則第48条の次に1条を加える改正規定並びに附則第12項及び第13項の規定 令和8年4月1日

- (3) 第2条の規定並びに次項から附則第4項まで、第9項及び第10項の規定 市長が定める日
(準備行為等)

- 2 第2条の規定による改正後の大阪市の市税条例（以下「新条例」という。）第29条第1項第2号の規定による市長の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、第2条の規定（大阪市の市税条例附則第6条の改正規定に係る部分を除く。次項において同じ。）の施行前においても、新条例第29条第1項、第2項、第5項、第6項、第14項、第15項及び第17項の規定の例により行うことができる。この場合において、新条例第29条第1項第2号エ中「第17項」とあるのは「大阪市の市税条例の一部を改正する条例（令和7年大阪市の条例第38号。以下エにおいて「改正条例」という。）第2条の規定による改正前の大阪市の市税条例第29条第17項」と、「この号」とあるのは「同条第1項第2号」と、「寄附金」とあるのは「金銭に係る公益信託の信託財産とするために支出される寄附金」と、「除く。）」とあるのは「除く。）」又は改正条例附則第2項の規定により読み替えてその例によることとされる改正条例第2条の規定による改正後の大阪市の市税条例第29条第17項の規定により同条第1項第2号の規定による市長の指定を取り消された寄附金」とする。

- 3 前項の規定により指定を受けた寄附金は、第2条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）において新条例第29条第1項第2号の規定による市長の指定を受けたものとみなす。

- 4 前項の規定の適用を受ける寄附金であつて公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日から施行日の前日までの間に支出されたものについては、地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第3条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第1項第3号に規定する条例で定める寄附金とする。

(市民税に関する経過措置)

- 5 第1条の規定による改正後の大阪市市税条例（以下「令和8年新条例」という。）第25条第1項及び第33条第1項の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 6 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る令和8年新条例第33条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（前年の合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。
- 7 令和8年新条例第35条第1項の規定は、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき令和8年新条例第33条第1項ただし書に規定する給与について提出する令和8年新条例第35条第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の大阪市市税条例（以下「旧条例」という。）第33条第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第35条第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。
- 8 令和8年新条例第36条第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する令和8年新条例第36条第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。
- 9 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における新条例第29条第1項、第2項、第5項から第12項まで及び第15項から第17項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1項各号列記以外の部分	寄附金を	寄附金若しくは金銭を
	寄附金の	寄附金又は金銭の
第1項第2号	寄附金と	金銭と
第1項第2号ア	所得税法第78条第2項第4号に掲げる寄附金	所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされる金銭

第1項第2号イ	内閣総理大臣又は大阪府知事の認可を受けた	主務官庁が大阪府知事又は大阪府教育委員会である
	当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金	金銭
第1項第2号ウ	当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金	金銭
第1項第2号エ	寄附金	金銭
第2項	又は	又は金銭の支出の相手方である
第5項第2号及び第6項第1号	寄附金	金銭
第6項第4号	内閣総理大臣又は大阪府知事の認可を受けた	主務官庁が大阪府知事又は大阪府教育委員会である
第7項	寄附金（	寄附金又は金銭（
	指定寄附金	指定寄附金等
第8項	指定寄附金	指定寄附金等
第9項	指定寄附金	指定寄附金等
	又は	又は指定寄附金等の支出の相手方である
第10項から第12項まで及び第15項	指定寄附金	指定寄附金等
第16項	指定寄附金	指定寄附金等
	寄附金を除く	寄附金又は金銭を除く
第17項各号	指定寄附金	指定寄附金等

- 10 施行日から公益信託に関する法律附則第2条第2項に規定する移行期間の経過後5年を経過するまでの間における新条例第29条第1項の規定の適用については、同項第2号エ中「寄附金」とあるのは「寄附金（この号の規定による市長の指定に係る寄附金が大阪市市税条例の一部を改正する条例（令和7年大阪市条例第38号。以下エにおいて「改正条例」という。）第2条の規定による改正前の大阪市市税条例第29条第17項の規定により同条第1項第2号の規定による市長の指定を取り消された金銭に係る公益信託の信託財産とするために支出されるものである場合、改正条例附則第2項の規定により読み替えてその例によることとされる改正条例第2条の規定による改正後の大阪市市税条例（以下エにおいて「新条例」という。）第29条第17項の規定により同条第

1 項第 2 号の規定による市長の指定を取り消されたものである場合又は改正条例附則第 9 項の規定により読み替えて適用される新条例第29条第17項の規定により同条第 1 項第 2 号の規定による市長の指定を取り消された金銭に係る公益信託の信託財産とするために支出されるものである場合にあっては、それぞれその取消しの日から 5 年を経過していない寄附金)」とする。

(固定資産税に関する経過措置)

- 11 令和 8 年新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 7 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 6 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

- 12 別段の定めがあるものを除き、附則第 1 項第 2 号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（令和 8 年新条例附則第48条の 2 第 1 項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

- 13 令和 8 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に、大阪州市税条例第128条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第 130 条第 1 項の製造たばこの本数は、同条第 3 項及び令和 8 年新条例附則第48条の 2 の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

- (1) 大阪州市税条例第130条第 3 項の規定により換算した紙巻たばこ（令和 8 年新条例附則第48条の 2 第 1 項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に 0.5 を乗じて計算した製造たばこの本数
- (2) 令和 8 年新条例附則第48条の 2 の規定により換算した紙巻たばこの本数に 0.5 を乗じて計算した製造たばこの本数